

(公財) 川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度について**1. 制度概要**

地場産業を支える人材となる大学・短大・専門学校生等の本奨学会賛同企業への就職を促進するため、本奨学会から貸与を受けた奨学生が本奨学会に登録した企業へ就職した場合に、奨学生が本奨学会から貸与を受けた奨学金の返還を登録企業が支援する制度です。

2. 支援対象者

本事業の対象となる奨学生は、次の事項に該当する学生で、現在正規雇用されていない方です。

- (1) 公益財団法人川之江奨学会の奨学金の貸与を受けている大学・短大・専門学校生等
- (2) 令和4年(2022年)3月以降に大学・短大・専門学校等を卒業又は修了予定の学生
- (3) 本奨学会に登録した企業に就職する者
- (4) 登録企業が、本制度を利用した採用者として決定した者

3. 対象となる奨学金

公益財団法人川之江奨学会の奨学金

4. 対象就職先

公益財団法人川之江奨学会の奨学金返還支援制度に登録した企業

5. 就業期間に係る要件

大学等を卒業後、登録企業へ正社員として就職の上、一定期間(貸与を受けた年数と同期間。
例：4年制大学の場合は4年間)継続して就業すること。

6. 返還方法

支援対象者が登録企業に就職後一定期間(貸与を受けた年数と同期間)、支援対象者が貸与を受けた奨学金全額を奨学金総貸与月数で除した額を、企業が公益財団法人川之江奨学会に対し奨学金の返還を行う。ただし、支援対象者が当該期間未済で離職した場合は直ちに返還を停止し、支援対象者が残存期間において返済するものとする。

例：4年制大学卒業者を採用する場合の例

奨学貸与金合計：月額 25,000 円×12 か月×4 年間=1,200,000 円

返還月額：1,200,000 円÷48 か月(総貸与月数) =25,000 円

返還方法：毎月 25,000 円を4年間 または 年一括 300,000 円を4年間

7. 支援金の額

公益財団法人川之江奨学会の奨学金金額（以下参考）

奨学生種別	入学準備金	奨学金	奨学金合計（参考）
高等学校、高等専門学校	100,000 円	月額 10,000 円	（3年制） 360,000 円
大学・短大・専門学校	200,000 円	月額 25,000 円	（4年制） 1,200,000 円

8. 就職活動時の注意

本奨学会へ登録申請のあった企業を随時ホームページの掲載により、また、奨学生全員に登録企業一覧を毎年送付し情報提供いたします。奨学生には、登録企業が実施する就職セミナーや説明会等に積極的に参加して企業の情報を収集していただくよう周知します。登録企業へのエントリー等、登録企業と連絡を取り合う場合には、本奨学会の奨学金貸与者で支援を希望する旨を、登録企業の人事担当者に伝えることとしておりますので、その際に登録企業は、当該年度における本制度を利用した採用予定の有無等の説明をしてください。

9. 本制度の取消事由

- (1) 申請した登録企業へ就職しなかったとき
- (2) 奨学金の返還が免除されたとき
- (3) 他の自治体等による奨学金返還支援制度を利用したとき
- (4) 登録企業に就職後一定期間（貸与を受けた年数と同期間）を経過する前に離職したとき
- (5) 虚偽の申請を行ったとき

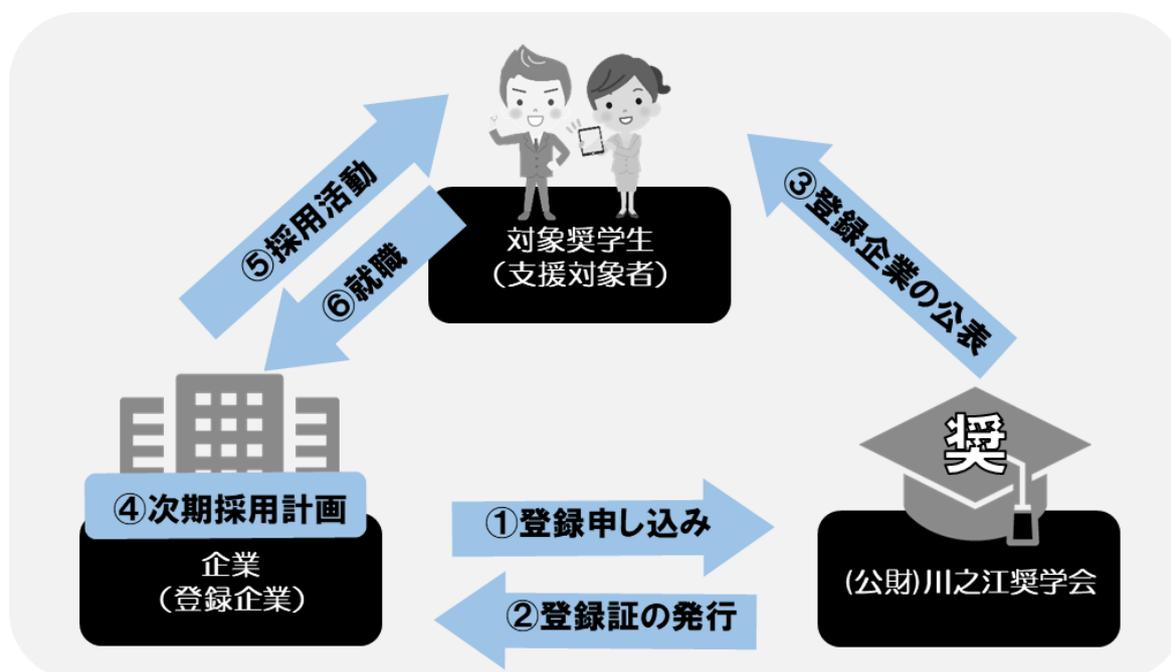
10. 離職した場合

一定期間（貸与を受けた年数と同期間）を経過する前に離職したときは、退社日の属する月までしか返還支援制度を受けることができません。登録企業が既に返還した奨学金について本人から登録企業への返還の必要はありませんが、残存額については本奨学会への返還が直ちに開始されます。

11. その他

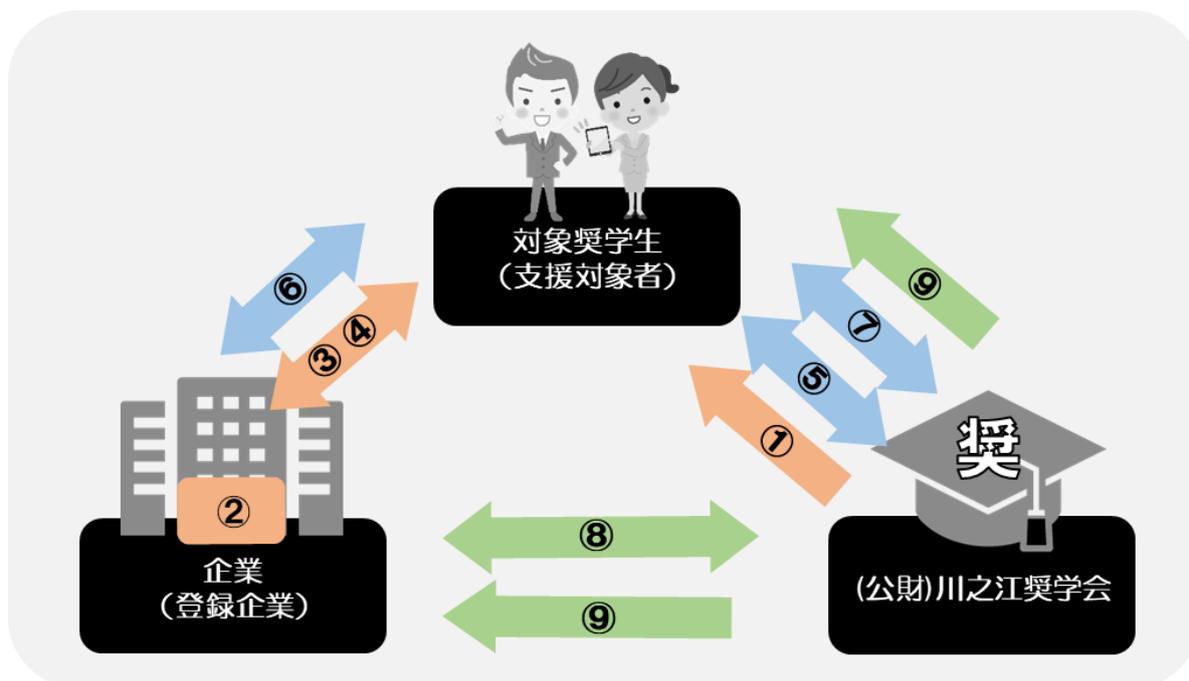
奨学生の メリット	<ul style="list-style-type: none">・奨学金返済の経済的、心理的負担の軽減・【所得税】「学資に充てるため給付される金品」に該当し、所得税が非課税
登録企業の メリット	<ul style="list-style-type: none">・入職率（新卒学生の採用）の増加、離職率の低下、定着率の上昇・【法人税】使用人の奨学金の返還に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入が可能
川之江奨学会の メリット	<ul style="list-style-type: none">・応募人数の増加・安定した奨学金の返還

12. 企業登録、奨学生採用までの流れ



No.	どこからどこへ	内 容	必要書類等
①	企業 → 奨学会	登録の申込 ・趣旨に賛同いただける場合は、事前に申し込みが必要です。	・申込書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号） ・履歴事項全部証明書
②	奨学会 → 企業	登録書の発行	・登録証
③	奨学会 → 奨学生	登録企業の公表 ・随時ホームページで公表 ・奨学生全員に毎年登録企業一覧の送付	
④	企業	次期（次年度）採用計画等の検討・決定 ・本制度を利用した採用予定の有無、人数等の検討・決定	
⑤	企業 → 奨学生	採用活動 ・就職活動時に登録企業へのエントリー等の際に、奨学生より制度利用の希望があった際は、本制度を利用した採用予定の有無等、奨学生に説明してください。	※本制度を利用することが決定した際は、奨学生より奨学会へ申請が必要となります。
⑥	奨学生 → 企業	就職	

13. 制度利用の流れ



No.	どこからどこへ	内容	申請に係る書類		
			返還支援申請書 (様式3号)	奨学金貸与 証明書	在職証明書
就職まで	①	奨学会 → 奨学生 登録企業の公表 ・随時ホームページで公表 ・奨学生全員に毎年登録企業一覧の送付	—	—	—
	②	企業 次期（次年度）採用計画等の検討・決定 ・本制度を利用した採用予定の有無、人数等の検討・決定	—	—	—
	③	企業 ↔ 奨学生 採用・就職活動 ・就職活動時に本制度を利用したい旨を伝える。企業は、本制度を利用した採用予定の有無等、奨学生に説明する。	—	—	—
	④	企業 ↔ 奨学生 内定・就職	—	—	—
申請・認定	⑤-1	奨学生 → 奨学会 本制度を利用する旨の連絡。 (本制度を利用した採用の内定後)			
	⑤-2	奨学会 → 奨学生 様式等の郵送	送付	送付	
	⑥-1	奨学生 → 企業 申請書の承認依頼 ・申請書を記入し、企業に承認依頼	本人が必要事項を記入し提出	提出	
	⑥-2	企業 → 奨学生 申請書の承認 ・企業が承認した申請書を奨学生に返却	企業が承認し奨学生へ返却		発行（企業任意様式）
	⑦-1	奨学生 → 奨学会 申請書の提出 ・企業より返却された申請書等を奨学会に提出	提出		提出
	⑦-2	奨学会 → 奨学生 支援対象者認定通知書の郵送			
返還	⑧-1	奨学会 → 企業 返還納付書の発行	—	—	—
	⑧-2	企業 → 奨学会 奨学金の返還	—	—	—
	⑨	奨学会 → 奨学生・企業 全額返還後、完済通知を郵送	—	—	—